

第3回利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議

◆開会

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、関東地方整備局河川部の河川調査官、小島と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まずお手元に配付してございます資料のご確認をさせていただきます。資料目録をめくっていただきますと、下に議事次第、それから構成員名簿、その下に、資料1「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）」という資料、それからその下が資料2「今後の予定」という横長の資料、以下は参考資料でございますけれども、参考資料1、その下に参考資料2-1から2-5という枝番がついたもの、そして一番下に参考資料3以上となります。配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。それから、記者発表の際に会議の公開についてお知らせ申し上げておりますけれども、カメラ撮りにつきましては冒頭の部分のみ、挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは引き続きまして、本日のご出席者のご紹介をさせていただきます。まず、茨城県土木部長の代理で、技監の宇野光義様。

○茨城県土木部長代理

よろしくお願いたします。

○河川調査官

栃木県県土整備部長の代理で、次長の福田一郎様。

○栃木県県土整備部長代理

よろしくお願いたします。

○河川調査官

群馬県県土整備部長の笹森秀樹様。

○群馬県県土整備部長

笹森でございます。よろしくお願いたします。

○河川調査官

埼玉県県土整備部長の代理で、参事兼課長の杉原直樹様。

○埼玉県県土整備部長代理

よろしく申し上げます。

○河川調査官

千葉県県土整備部長の代理で、河川整備課主幹兼企画調整室長の渡邊浩太郎様。

○千葉県県土整備部長代理

よろしく申し上げます。

○河川調査官

東京都建設局長の代理で、道路監の横溝良一様。

○東京都建設局長代理

おはようございます。

○河川調査官

取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております取材または傍聴に当たっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、議事の進行に支障を与える行為があった場合には、申しわけございませんが、退出いただく場合がございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

◆挨拶（関東地方整備局）

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、関東地方整備局河川部長の泊よりご挨拶を申し上げます。

○河川部長

おはようございます。国土交通省関東地方整備局河川部長 泊でございます。本日は、ご多忙の中「第3回利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」にご出席いただきありがとうございます。河川整備計画に関しましては、平成18年頃から様々な取り組みを進めて参りました。このたび、去る1月29日に河川整備計画（原案）を公表いたしました。本日は、資料として、河川整備計画（原案）を配付させていただきますとともに、今後の進め方についてお示しさせていただきます。当会議は、関東地方整備局と関係都県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めるという趣旨で開

催してきております。皆様には、貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○河川調査官

それでは、まことに申しわけございませんけれどもカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

◆議事

○河川調査官

それでは議事を進めたいと思います。お手元にお配りしております議事次第に従いまして議事を進めてまいります。議事次第の3につきまして事務局より説明をいたします。

○河川計画課長

河川計画課の荒川でございます。どうぞよろしく申し上げます。座って説明させていただきます。まず、お手元にお配りしている資料につきまして説明させていただきたいと思っております。1月29日に既に公表させていただいた資料もございますので、本日都県の皆様方には資料のポイントを中心にご説明させていただきたいと思っております。まず資料及び参考資料の全体を一通りご説明させていただきたいと思っております。

資料1「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）」をごらんください。こちらは利根川・江戸川河川整備計画の原案としまして、去る1月29日に公表させていただいたものでございます。資料1、原案の本文につきましては後ほど説明させていただきたいと思っております。

またその下、資料2でございますが、「今後の予定」という資料をお配りしてございます。この資料は本日新たにお示しさせていただいた資料でございます。こちらについても後ほど説明させていただきたいと思っております。

次に参考資料についてご説明させていただきたいと思っております。まず、参考資料1、パンフレット形式の資料でございますが、こちらは「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）の概要」というタイトルで本日新たに示させていただいた資料でございます。内容としましては、河川整備計画（原案）の本文の内容を概要としてまとめた資料となっております。1ページ、2ページをごらんください。本資料の構成としましては、例えば左上に1. 利根川・江戸川の概要と記載してございまして、その下に、1.1 利根川の流域及び河川の概要というタイトルを記載させていただいております。この資料につきましては、原案の本文の章立てと一致するような構成とさせていただいております。内容については、原案本文の記述の概要とあわせまして、図面ですとか、写真等を掲載しながら、原案の内容についてできるだけわかりやすくお示しできるよう作成してございます。

次に、参考資料2について説明させていただきます。参考資料2-1でございますけれども、参考資料2-1から2-5及び別添と書いてある資料につきましては、1月29日に原案とあわせて公表させていただいている資料でございます。その中で参考資料2-1

『利根川・江戸川河川整備計画』における『治水対策に係る目標流量』について関係する住民や学識経験を有する者、関係都県よりいただいたご意見から得られた論点及びそれに対する河川管理者の見解」でございますが、こちらは前回の第2回都県会議でお示した資料1-1に、これまでの有識者会議の委員からのご意見及び関係都県の皆様からのご意見を踏まえ、追加、修正したものでございます。

次に、参考資料2-2をごらんいただけますでしょうか。こちらは第1回関係都県会議でお示しさせていただいた資料2-4に、先ほどと同様にこれまでの有識者会議の委員からのご意見、関係都県からいただいたご意見を踏まえて、いただいたご意見の概要ですとか、河川管理者の見解の部分を追加、修正した資料となっております。

また、これまでいただいた利根川・江戸川河川整備計画における治水対策の目標流量についてのご意見につきましては、その下、参考資料2-3から参考資料2-5として配付してございます。2-3につきましては、関係する住民からいただいた意見を取りまとめた資料となっております。

参考資料2-4でございますけれども、こちらは治水対策に係る目標流量につきまして、学識経験を有する者からいただいたご意見についてとして、表紙に書いてあります①から⑤に記載してありますとおり、第5回以降の有識者会議の議事録及び追加でいただいたご意見をまとめた資料になってございます。

その下、参考資料2-5『利根川・江戸川河川整備計画』における『治水対策に係る目標流量』について関係都県からいただいたご意見について」という資料でございますが、こちらは平成24年、昨年10月22日付けで関係都県の皆様に意見照会させていただいたものの、関係都県の皆様からいただいたご意見をまとめさせていただいた資料でございます。1枚開いていただいた1ページ、表紙の裏でございますが、こちらに関係都県の皆様からいただいたご意見を掲載してございます。

またその下、別添という資料をお配りしておりますが、こちらは有識者会議の際に委員から配付された資料を今回お配りさせていただいたものでございます。

参考資料の最後タイトルが『利根川・江戸川河川整備計画』のこれまでの主な経緯等」と左上に記載された1枚紙の資料でございます。こちらは第6回有識者会議で資料6としてお示しさせていただいた資料の1ページの部分に、現時点においての内容を更新、修正させていただいた資料でございます。構成としましては、左側の部分はこれまでの動きを上から時系列的に並べてお示ししてございまして、また右側は左側の時系列の部分に関連した主な内容等を記載してございます。全体の資料については以上でございます。

続きまして、原案の本文について説明させていただきたいと思っております。資料1、利根川・江戸川河川整備計画（原案）の資料をご用意いただけますでしょうか。本日は時間の関係もございまして、ポイントを簡潔にご説明させていただきたいと思っております。前半は利根川の概要を記載してございますが、まず資料1の41ページをお開きいただけますでしょうか。一番上にタイトルで4. 河川整備計画の目標に関する事項と記載している箇所でございます。こちらの4章につきましては、河川整備計画の目標に関する事項を記載した章でございます。41ページの中段から下に、4.1洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標に関して記載してございます。一番下の段落の部分で、「洪水に対して

は」と始まる文章でございますが、ここに今回河川整備計画の治水対策に係る目標流量、また河道の目標流量について記載してございます。次のページをお開きください。42ページには2行目の段落からは高潮に関する目標、その次の2段落目からは計画規模を上回る洪水などについてそれぞれ目標を記載してございます。めくっていただいて左側の44ページをごらんください。一番上段でございますが、4.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標を記載してございます。またその中段から下でございますが、4.3 河川環境の整備と保全に関する目標としまして、全体及び水質、自然環境の保全と再生などの目標について記載させていただいております。続きまして、1枚開いていただきまして46ページ、左側のページでございますがごらんください。46ページからは5章としまして、河川の整備の実施に関する事項を記載してございます。一番上、5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要という部分でございます。この5章につきましては、具体的な整備メニュー等について記載している箇所でございます。昨年度の八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討では、河川整備計画相当の整備内容の案を設定した上で、複数の治水対策案、代替案の立案・評価を行ってございますが、今回の河川整備計画（原案）の整備メニューにつきましては、この河川整備計画相当の整備内容の案を基本としてお示しさせていただいております。一番上の段、5.1.1洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項には、洪水や高潮等に対する具体的な整備メニュー等を記載してございます。中段でございますが、(1)として洪水を安全に流下させるための対策とございますが、1)堤防の整備というところでは、表5-1を下から右側のページにかけて掲載してございますけれども、「堤防の整備に係る施行の場所」という表として、こちらに堤防整備の施行の場所をお示ししてございます。2枚めくっていただいて、左側の50ページをごらんいただけますでしょうか。一番上に2)河道掘削、また右側の51ページ、3)江戸川の流頭部における分派対策ですとか、4)洪水調節容量の確保について記載させていただいております。次のページでございますが、52ページの(2)は中段から浸透・侵食対策。また1枚めくっていただいて、右側の55ページをごらんいただけますでしょうか。こちらからは高潮対策、(4)超過洪水対策、(5)地震・津波遡上対策、56ページの上には(6)内水対策、(7)危機管理対策について記載してございます。右側の57ページをごらんください。一番上の段に、5.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項に関する施行の場所等を記載してございます。57ページの下でございますが、5.1.3としまして、河川環境の整備と保全に関する事項として、一番下、(1)水質改善対策ですとか、次のページでございますが、(2)自然環境の保全と再生、(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備に関して記載してございます。次に右側の59ページをごらんください。59ページからは、5.2河川の維持の目的、種類及び施行の場所をそれぞれの事項ごとに記載してございます。5.2.1洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項として、洪水、高潮等に関する河川の維持について記載してございます。73ページをごらんいただけますでしょうか。中段から下でございますが、5.2.2、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持について記載してございます。また、次の74ページには5.2.3河川環境の整備と保全について、それぞれ河川の維持に関する

る内容について記載してございます。最後に77ページをごらんいただけますでしょうか。1枚開いていただいて右側です。今度は6章ということで、その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項という章立てを行っております。こちらは、6.1流域全体を視野に入れた総合的な河川管理や6.2地域住民、関係機関との連携・協働など、総合的な観点からの取り組みが必要な内容について次の78ページまで記載してございます。また、79ページ以降の本文の最後の資料でございますが、こちらには附図として計画諸元表などの図面等をつけてございます。資料1の説明については以上でございます。

次に資料2「今後の予定」をご用意いただけますでしょうか。1枚めくっていただいて1、2ページをお開きください。1ページには今後の予定をお示しさせていただいております。まず一番上の四角の枠の中でございますが、利根川・江戸川河川整備計画（原案）の提示としまして、去る1月29日に原案を公表させていただきました。今後でございますが、その下、利根川・江戸川河川整備計画（原案）に対する意見聴取としまして、まず1つ目の丸、利根川・江戸川有識者会議、2つ目の丸、郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集、また3つ目として、公聴会を今後実施していく予定でございます。その後、河川整備計画（案）の作成を行いまして、関係都県の知事の皆様にご意見を伺い、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画の策定を行うこととさせていただきます。2ページをごらんください。「河川整備計画（原案）に対する意見募集について」としまして、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）、すなわち本日お配りした資料1につきまして、関係する住民の皆様から広くご意見をお聴きする予定とさせていただきます。その中身でございますが、左上に意見募集期間とございますが、募集期間は本日2月1日から3月2日までとさせていただきます。2つ目の四角、提出方法としましては、郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を行うこととしております。また、河川整備計画（原案）については右側の縦覧場所に示した場所、こちらの整備局や関係事務所、都県で縦覧を行う予定とさせていただきます。次に3ページをごらんください。「河川整備計画（原案）に対する公聴会について」として、公聴会について記載してございます。左側に「公述人の募集について」として、公述対象者としましては記載してある1都5県に在住の方を対象とさせていただきます。また2段目、公述人の募集期間については本日2月1日から2月12日までとさせていただきます。右側に「公聴会の開催について」と黒い四角で書いてございますが、開催日につきましては平成25年2月24日から26日、10時から17時までと予定してさせていただきます。会場につきましては、①から④の4会場を予定しており、参考までに次の4ページに意見提出の様式、また公述人の応募用紙の案をつけてございます。資料2「今後の予定」につきましては以上でございます。

資料のご説明については以上です。

◆討議

○河川調査官

ただいま事務局から資料の説明をさせていただいたところでございます。それでは、都県の皆様方、何かご発言がございましたら、挙手いただいた上で、マイクのスイッチを入

れていただきまして、ご所属とお名前の後にご発言いただければと思いますが、よろしく
お願いします。何かご発言はいかがでしょうか。栃木県さん、お願いします。

○栃木県県土整備部長代理

栃木県でございます。2点ございます。まず1つ目ですが、今回ご説明がありました利
根川・江戸川河川整備計画（原案）につきましては、今後本県に関係する内容等につつま
して確認をさせてもらいたいと思っております。これが1点目でございます。

2点目ですが、今後のスケジュールについては異存ございません。

それから1つ要望なのですが、今後、今ご説明がありましたように有識者会議や、本日
から始まるパブコメ、あるいは公聴会がありますので、こういうところでの貴重なご意見
等を踏まえまして、河川整備計画の早期策定を、スピード感を持ってお願いしたい。これ
は要望でございます。以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございます。ほかに。では、千葉県さん、お願いします。

○千葉県県土整備部長代理

千葉県県土整備部長の代理で参りました渡邊でございます。本日は申しわけございませ
んが部長は出席できませんので、あらかじめ聞き取りました県としての意見を出させてい
ただきます。本日、利根川・江戸川河川整備計画（原案）の説明をいただきました。治水
対策として目指す安全の水準を年超過確率70分の1から80分の1とし、計画期間30
年で整備を図っていくとする方針については異存ありません。具体的内容についてはこれ
から検討させていただきます。また、広く一般から意見聴取を行うなど、今後の進め方
についても異存ございません。以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございます。ほかに。では、茨城県さん、お願いします。

○茨城県土木部長代理

茨城県でございます。ただいまご説明もございましたけども、これから有識者、あるい
は関係住民の方の意見、いわゆるパブリックコメント等を行うということを伺っておりま
す。河川整備計画の原案をとりあえずお示しになりまして、今後そういった意見を聴きな
がら、案の策定に向けて作業が進められていくことになろうかと思えます。本県におきま
しては、今の説明の中にも一部ございましたけども、利根川の下流部のほうでまだまだ無
堤地区もございます。そういった意味で非常に整備がおこなわれているということもござい
ますので、県内の治水安全度を早く高めていただくということが我々としては非常に望まし
いと思っております。そのために河川整備計画を早急に策定しまして、ぜひ利根川の整備
そのものを鋭意進めていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

すみません、では、先に東京都さん。どうぞ東京都さん、お願いします。

○東京都建設局長代理

既にお答えをしているところですが、今回示されております目標流量につきましては特に異存はございません。それから、計画の原案ができたということは策定に向けた第一歩ということで承っておきますが、ただ前回の都県会から3カ月たっているわけですね。やはり今回ご予定が示されましたけれども、よりスピード感を持って対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○河川調査官

ありがとうございます。では、埼玉県さん、お願いします。

○埼玉県県土整備部長代理

埼玉県でございます。今、利根川・江戸川河川整備計画の原案のご説明を伺ったわけですが、我々としてはようやく原案ができたのかというような感じを持っておるところでございます。整備計画の原案において、今回目標流量は17,000m³/sとするということを明らかにされたわけでございます。

本県はご存じのとおり、昭和22年カスリーン台風のときに破堤があった地点がございまして、甚大な被害を受けたこともございます。そういうことから、本来、戦後最大のカスリーン台風並みの洪水規模の整備を早急に進めてもらいたいと考えておるところでございます。しかしながら、この整備計画は今後20年から30年間で目指す安全の水準を目標流量とするということでございまして、今回の目標流量は全国的に見ても、一応全国に比較して高い水準であるということなものと、実現可能性から17,000m³/sということでお決めになったということなので、それはやむを得ないことではないかと思っております。この河川整備計画を1日も早く実現していただいて、さらにその先の整備を、この場で改めてお願いをしたいと考えております。

また、原案における整備の内容でございますけれども、これは昨年八ッ場ダムの建設事業の検証で検討されたダム案がおおむね踏襲されているということでございますので、特に問題はないかなとは思っておりますけれども、詳細は確認させていただきまして、今後知事宛てに意見照会があるというご説明がありましたので、そういう中で正式に回答させていただきたいと考えてございます。いずれにせよ、1日も早く整備計画を策定していただいて、事業を速やかに進めるようにしていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○河川調査官

では、群馬県さん、お願いします。

○群馬県県土整備部長

群馬県でございます。本日は河川整備計画（原案）の内容についてご説明いただいたということでございますが、公表は29日で、今日が説明でございますので、内容の詳細については今後分析をさせていただきたいと思っております。

本日の原案の内容としてはそういうことだと思っておりますが、群馬県といたしましては、利根川の治水対策を早急に進めてほしいというのが、過去多くの被害を受けた県民の願いでございます。決められた手続を踏んで早急に河川整備計画を策定していただきたい、必要な治水対策を一刻も早く実施し、利根川の治水安全度の向上に最大限努力してほしいと思っております。また、本日から意見聴取が始まりますので、群馬県といたしましても、県民へ周知して意見を提出していただけるよう協力してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○河川調査官

それで、一通りご発言いただきましたので、関東地方整備局から発言をさせていただきたいと思っておりますけれども、ただいま皆様からご発言いただきました。まず河川整備計画につきましては、大臣より速やかに策定することという指示を受けていることも踏まえまして、早期策定に向けて努めてまいりたいと考えております。また、治水安全度の向上等を図る取り組みを進めてまいります。それから、先ほど資料2でも説明をさせていただいたとおり、まずは郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集や公聴会の開催についてお知らせを行ってまいるという手順で進めてまいりたいと考えてございます。

そのほか全体を含めまして、また都県さんから何か追加でございますか。よろしいでしょうか。

◆閉会

○河川調査官

それでは、これもちまして、利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議を閉会させていただきます。本日はまことにありがとうございました。

— 了 —